個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	自動車保管場所申請書、届出書		
2	行政機関等の名称	三重県警察本部長		
3	個人情報ファイルが利用に供される	交通部交通規制課		
	事務をつかさどる組織の名称	文 迪部文迪 		
4	個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所申請・届出に適正に対応するため。		
5	 記録項目	1申請年月日、2申請者住所氏名、3申請者電話番号、		
		4 車名、5 型式、6 車台番号、7 自動車の大きさ		
		8自動車の使用の本拠の位置、9自動車の保管場所の位置		
		10保管場所標章番号、11自動車登録番号、12前車の登録番号		
		13連絡先(申請者以外)、14使用期間	13連絡先(申請者以外)、14使用期間、15承諾年月日	
		16承諾者住所氏名、17承諾者電話番号		
6	記録範囲	申請者		
7	記録情報の収集方法	自動車保管場所証明申請書		
		自動車保管場所届出書		
8	要配慮個人情報が含まれるときは、	含まない		
	その旨			
9	記録情報の経常的提供先	保管場所現地調査業務委託先(自家用自動車協会)		
10	開示請求等を受理する組織の名称及	(名称) 三重県警察本部交通部交通規制課		
	び所在地	(所在地) 〒514-8514 津市栄町一丁目100番地		
11	訂正及び利用停止に関する他の法律			
	又はこれに基づく命令の規定による	_		
	特別の手続等	Part Marke on At Alberta There II		
12	個人情報ファイルの種別 	☑法第60条第2項第1号		
		(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号	
		令第21条第7項に該当するファイル ロ	(マニュアル処理 ファイル)	
13	 行政機関等匿名加工情報の提案の募	✓ 有 □ 無 非該当	7 7 70)	
10	集をする個人情報ファイルである旨	列 0		
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受			
11	ける組織の名称及び所在地	_		
15	行政機関等匿名加工情報の概要			
16	作成された行政機関等匿名加工情報			
	に関する提案を受ける組織の名称及			
	び所在地			
17	作成された行政機関等匿名加工情報			
	に関する提案をすることができる期			
	間			
18	備考	自動車保管場所申請書・届出書は保管場所の管理を行うためのもの		
		であり、匿名加工すると、記録項目1、4、5程度が残るのみであり、		
		データの利用目的が果たせない。匿名加工を行うことで、データ自体		
		の実質的意義が失われることから非該当である。		